

令和 5 年度税制改正大綱

(車体課税関係等抜粋)

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

自 由 民 主 党
公 明 党

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

2. 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

(4) 車体課税

約 550 万人の雇用を創出するなど日本経済の「基幹産業」である自動車産業は、グローバルでの熾烈な競争環境の下で、CASEに代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。具体的には、電気自動車の普及や内燃機関自動車に対する規制強化にみられる脱炭素の要請への対応、保有から利用への移行、ネットワーク接続された自動車を中心とした自動運転技術の登場といった動きが挙げられる。こうした動きは自動車産業に変質を迫ると同時に、より多様な産業を自動車産業に関連付けていくことが想定される。こうした関連産業を含めた「モビリティ産業」が社会課題の解決に貢献するとともに、引き続き日本経済を牽引する存在であり続けられるよう、「モビリティ産業」の発展に向けた青写真を描き上げ、その中で自動車産業のあるべき姿を再定義した上で、官民の総力を結集し、この大変革への対応に臨むべきである。

税制についても、更なる電動化をはじめとするこれらの変革に向けた自動車産業の対応を後押しするとともに、「モビリティ産業」の広がりを踏まえたものとしていくため、抜本的な見直しに向けた第一歩を踏み出す必要がある。加えて、2050 年のカーボンニュートラルの達成に向けて、多様な選択肢の下、将来の合成燃料の内燃機関への活用も見据え、電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の普及と競争力強化に引き続き取り組むべきである。

これらの観点に留意しつつ、以下の見直しを行う。

自動車重量税のエコカー減税については、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として現行制度を令和5年12月末まで維持する。その上で、令和6年1月からは、2030年の次世代自動車（電動車、クリーンディーゼル車等）に関する政府目標や2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを目指す政府目標と整合的な形に見直し、電動車の一層の普及促進を図る観点から、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げた上で現行制度を維持する期間

を含めて適用期限を合計3年延長する。その際、令和7年5月の引上げに際しては、激変緩和措置を講ずることとする。

自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年ごとに見直すことにより燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するものである。令和4年度末は見直しの時期に当たるが、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、エコカー減税と同様に、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで維持する。その上で、環境性能割の税率区分を、2030年の次世代自動車に関する政府目標や2035年までの電動車の新車販売に係る政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げるよう見直す。その際、税率区分を段階的に引き上げること等を踏まえ次回の見直しは3年後とする。

エコカー減税及び環境性能割におけるクリーンディーゼル車の取扱いについても、令和5年12月末までは現行制度を維持し、令和6年1月以降はガソリン車と同等に取り扱うこととする。

自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例については、環境性能割の税率区分の次回の見直し期限等も勘案し、3年延長する。

今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

また、次のエコカー減税等の期限到来に向けて、令和12年度燃費基準に基づく燃費基準の対象とされている電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、燃費値の表示に関する検討等を進めつつ、その結果も踏まえ、エコカー減税等における燃費基準の達成度に応じた評価について引き続き検討し、結論を得る。

令和4年3月以降発覚した、一部の自動車メーカーによる燃費性能及び排出ガス性能に係る不正行為は、エコカー減税等の環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすものであり、社会的影響も大きいことから、税制上の再発抑止策を強化する。

第二 令和5年度税制改正の具体的内容

二 資産課税

3 租税特別措置等

(地方税)

〔新設〕

〈固定資産税・都市計画税〉

(4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を前提に、路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者が、道路運送高度化事業により、一定の電気自動車を導入するための充電設備等の償却資産を取得した場合で、当該事業者が地域公共交通計画で市町村が位置づけた路線のうち電気自動車が導入される営業所において運行する路線を継続して運行することが道路運送高度化実施計画で担保された場合に限り、当該充電設備等及びその用に供する土地（当該充電設備等による充電に要する土地を含む。）に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の5年間価格の3分の1とする特例措置を令和10年3月31日まで講ずる。

〔延長・拡充等〕

〈固定資産税・都市計画税〉

(1) 政府の補助を受けて取得した一定の燃料電池自動車用水素充填設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 取得価額が5億円以上の燃料電池自動車用水素充填設備について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1（現行：4分の3）とする。

② 取得価額が1億5,000万円以上5億円未満の燃料電池自動車用水素充填設備について、課税標準を最初の3年間価格の6分の5（現行：4分の3）とする。

四 消費課税

3 車体課税の見直し

(国 税)

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、次の措置を講ずる。

- (1) 令和5年12月31日まで、現行制度を継続する。
- (2) その上で、次の見直しを行った上、その適用期限を令和8年4月30日まで延長する。

① 乗用自動車（軽油自動車を除く。）

イ 自動車重量税を免除し、又は税率を50%若しくは25%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和6年1月1日以後	令和7年5月1日以後
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの （令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	現行と同じ。	令和12年度燃費基準を達成しているもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であるもの （令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80%以上であるもの （令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの （令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）

令和 12 年度燃費基準 に対する達成の程度が 60%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準 を達成しているものに 限る。)	令和 12 年度燃費基準に 対する達成の程度が 70%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準 を達成しているものに 限る。)	令和 12 年度燃費基準に 対する達成の程度が 80%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準 を達成しているものに 限る。)
--	--	--

ロ 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車のうち、令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 75%以上であるもの（令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。）で、令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの間に自動車検査証の交付等を受けるものについては、当該自動車検査証の交付等の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用する経過措置を講ずる。

ハ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する自動車は、次に掲げるものとする。

(イ) 令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 120%以上である自動車
で令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規
検査を受けるもの

(ロ) 令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 125%以上である自動車
で令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規
検査を受けるもの

② 乗用自動車（軽油自動車に限る。）

イ 平成 30 年排出ガス規制に適合する自動車で、現行、自動車重量税を免除するものについて、自動車重量税を免除し、又は税率を50%若しくは25%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を上記①イと同様とする。

ロ 平成 30 年排出ガス規制に適合する自動車のうち令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であるもの（令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。）で、令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの間に自動車検査証の交付等を受けるものについては、当該自動車検査証の交付等の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用する経過措置を講ずる。

ハ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する自動車は、上記①ハ（イ）及び（ロ）に掲げるものとする。

③ トラック（車両総重量が 2.5 t 以下の揮発油自動車に限る。）

平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車について、自動車重量税を免除し、又は税率を 75%、50%若しくは 25%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 6 年 1 月 1 日以後
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が125%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準を達成しているもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの

④ バス（車両総重量が 3.5 t 以下の軽油自動車に限る。）

本措置の適用対象となる自動車の範囲から、平成 21 年排出ガス規制に適合するものを除外する。

⑤ トラック（車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下の揮発油自動車及び軽油自動車に限る。）

イ 揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち平成 30 年排出ガス規制に適合するものについて、自動車重量税を免除し、又は税率を 75%若しくは 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 6 年 1 月 1 日以後
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準を達成しているもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの

ロ 揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物の排出量が少ないものについて、自動車重量税の税率を 75%又は 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 6 年 1 月 1 日以後
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準を達成しているもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの

ハ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、揮発油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車のうち、令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 90%以上であるものを加える。

ニ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、軽油自動車で平成 21 年排出ガス規制に適合するものを除外する。

⑥ バス・トラック（車両総重量が 3.5 t を超えるものに限る。）

イ 現行、税率を 75%軽減する自動車に係る軽減割合を、令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までの間、50%とし、税率を 50%軽減する自動車に係る軽減割合を、令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までの間、25%とし、同年 5 月 1 日以後は、本措置の適用対象となる自動車の範囲から、税率を 25%軽減する自動車を除外する。

- ロ 自動車重量税を免除し、又は税率を 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 6 年 1 月 1 日以後	令和 7 年 5 月 1 日以後
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	現行と同じ。	令和 7 年度燃費基準を達成しているもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの	平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの (再掲)	令和 7 年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの

- (3) 自動車重量税の納付の事実の確認等の特例措置について、次の見直しを行う。

①自動車重量税のエコカー減税の適用を受け、又は本則税率の適用を受けた自動車の自動車重量税について、自動車製作者等の不正行為に起因し納付不足額が発生した場合の当該自動車製作者等が納付すべき自動車重量税の額は、当該納付不足額に 35%（現行：10%）を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

②上記①の自動車製作者等が納付した自動車重量税の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととする。

（注）上記の改正は、令和 6 年 1 月 1 日以後に法定納期限が到来する自動車重量税について適用する。

- (4) その他所要の措置を講ずる。

（注）上記（(1) 及び (2) の適用期限の延長を除く。）の改正は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（地方税）

〈自動車税環境性能割〉

- (1) 環境性能に応じた非課税又は 1 %若しくは 2 %の税率（営業用自動車にあつては、非課税又は 0.5%若しくは 1 %の税率）の適用区分について、次の見直しを行う。

- ① 自家用乗用車

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 6 年 1 月 1 日以後	令和 7 年 4 月 1 日以後
令和 12 年度燃費基準に 対する達成の程度が 85%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準 を達成しているものに 限る。)	同左	令和 12 年度燃費基準に 対する達成の程度が 95%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準 を達成しているものに 限る。)
令和 12 年度燃費基準に 対する達成の程度が 75%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準 を達成しているものに 限る。)	令和 12 年度燃費基準に 対する達成の程度が 80%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準 を達成しているものに 限る。)	令和 12 年度燃費基準に 対する達成の程度が 85%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準 を達成しているものに 限る。)
令和 12 年度燃費基準に 対する達成の程度が 60%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準 を達成しているものに 限る。)	令和 12 年度燃費基準に 対する達成の程度が 70%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準 を達成しているものに 限る。)	令和 12 年度燃費基準に 対する達成の程度が 75%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準 を達成しているものに 限る。)

② 営業用乗用車

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 6 年 1 月 1 日以後	令和 7 年 4 月 1 日以後
令和 12 年度燃費基準に 対する達成の程度が 75%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準 を達成しているものに 限る。)	令和 12 年度燃費基準に 対する達成の程度が 80%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準 を達成しているものに 限る。)	令和 12 年度燃費基準に 対する達成の程度が 90%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準 を達成しているものに 限る。)

令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 65%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 70%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 80%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。)
令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 60%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。)	同左	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 70%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。)

③バス（車両総重量が 3.5 t 以下のガソリン自動車及び軽油自動車で、令和 6 年 1 月 1 日以後に取得したのものに限る。）

イガソリン自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合するもの又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものに適用する環境性能割の税率は、次のとおりとする。

(イ) 令和 2 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上である自動車について、非課税とする。

(ロ) 令和 2 年度燃費基準を達成している自動車（(イ)に掲げるものを除く。）について、税率を 1%とする。

(ハ) (イ) 及び (ロ) に掲げる自動車以外の自動車について、税率を 3%とする。

ロ ガソリン自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち、平成

21 年排出ガス規制に適合するものに適用する環境性能割の税率は、次のとおりとする。

(イ) 令和2年度燃費基準に対する達成の程度が 110%以上である自動車について、非課税とする。

(ロ) 令和2年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上である自動車（（イ）に掲げるものを除く。）について、税率を1%とする。

(ハ) 令和2年度燃費基準を達成している自動車（（イ）及び（ロ）に掲げるものを除く。）について、税率を2%とする。

(ニ) （イ）から（ハ）までに掲げる自動車以外の自動車について、税率を3%とする。

④ トラック（車両総重量が 2.5 t 以下のもの）

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和6年1月1日以後
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が125%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるもの	令和4年度燃費基準を達成しているもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの

⑤ トラック（車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のもの）

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和6年1月1日以後
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和4年度燃費基準を達成しているもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの	—

.⑥ バス・トラック（車両総重量が 3.5 t を超えるもの）

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 6 年 1 月 1 日以後	令和 7 年 4 月 1 日以後
平成 27 年度燃費基準に 対する達成の程度が 110%以上であるもの	平成 27 年度燃費基準に 対する達成の程度が 115%以上であるもの	令和 7 年度燃費基準に 対する達成の程度が 105%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準に 対する達成の程度が 105%以上であるもの	平成 27 年度燃費基準に 対する達成の程度が 110%以上であるもの	令和 7 年度燃費基準を 達成しているもの
平成 27 年度燃費基準を 達成しているもの	平成 27 年度燃費基準に 対する達成の程度が 105%以上であるもの	令和 7 年度燃費基準に 対する達成の程度が 95%以上であるもの

- (2) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に取得した軽油自動車（乗用車に限る。）のうち、平成 30 年排出ガス規制又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 60%以上であり、かつ、令和 2 年度燃費基準を達成しているものに係る環境性能割を非課税とする措置の適用期限を 9 月延長する。

- (3) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車税種別割〉

- (4) 種別割において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例」）について、次の措置を講ずる。

① 営業用乗用車（ガソリン自動車、石油ガス自動車又は軽油自動車に限る。）

イ 現行のグリーン化特例（軽課）については、次のとおり適用期限を延長する。なお、本特例措置は延長後の適用期限の到来をもって廃止する。

（イ）税率を概ね 100 分の 75 軽減する措置の適用期限を 3 年延長する。

（ロ）税率を概ね 100 分の 50 軽減する措置の適用期限を 2 年延長する。

ロ 現行のグリーン化特例（重課）の適用期限を 3 年延長する。

② ①以外の自動車

現行のグリーン化特例（軽課）及びグリーン化特例（重課）の適用期限を
3年延長する。

(5) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税環境性能割〉

(6) 環境性能に応じた非課税又は1%若しくは2%の税率（営業用軽自動車にあ
っては、非課税又は0.5%若しくは1%の税率。自家用軽自動車に係る特例措
置による2%の税率を除く。）の適用区分について、次の見直しを行う。

① 乗用車

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和6年1月1日以後	令和7年4月1日以後
令和12年度燃費基準に 対する達成の程度が 75%以上であるもの （令和2年度燃費基準 を達成しているものに 限る。）	令和12年度燃費基準に 対する達成の程度が 80%以上であるもの （令和2年度燃費基準 を達成しているものに 限る。）	同左
令和12年度燃費基準に 対する達成の程度が 60%以上であるもの （令和2年度燃費基準 を達成しているものに 限る。）	令和12年度燃費基準に 対する達成の程度が 70%以上であるもの （令和2年度燃費基準 を達成しているものに 限る。）	令和12年度燃費基準に 対する達成の程度が 75%以上であるもの （令和2年度燃費基準 を達成しているものに 限る。）
令和12年度燃費基準に 対する達成の程度が 55%以上であるもの	令和12年度燃費基準に 対する達成の程度が 60%以上であるもの （令和2年度燃費基準 を達成しているものに 限る。）	令和12年度燃費基準に 対する達成の程度が 70%以上であるもの （令和2年度燃費基準 を達成しているものに 限る。）

② トラック（車両総重量が 2.5 t 以下のもの）

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 6 年 1 月 1 日以後
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が125%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準を達成しているもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの

(7) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税種別割〉

(8) 種別割において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例（軽課）」）について、次の措置を講ずる。

① 営業用乗用車（ガソリン軽自動車に限る。）

現行のグリーン化特例（軽課）については、次のとおり適用期限を延長する。なお、本特例措置は延長後の適用期限の到来をもって廃止する。

イ 税率を概ね 100 分の 50 軽減する措置の適用期限を 3 年延長する。

ロ 税率を概ね 100 分の 25 軽減する措置の適用期限を 2 年延長する。

② ①以外の軽自動車

現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を 3 年延長する。

(9) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車税・軽自動車税〉

(10) 自動車税及び軽自動車税の賦課徴収の特例措置について、次の見直しを行う。

① 自動車製作者等の不正行為に起因し自動車税環境性能割等の納付不足額が発生した場合の当該自動車製作者等が納付すべき自動車税環境性能割等の額は、当該納付不足額に 35%（現行：10%）を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

② ①の自動車製作者等が納付した自動車税環境性能割等の額は、その法人の

各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 6 年 1 月 1 日以後に取得された自動車等に対して課する環境性能割並びに令和 5 年度分の令和 6 年 1 月 1 日以後に納税義務が発生した者に課する種別割及び令和 6 年度以後の年度分の種別割について適用する。

4 租税特別措置等

(国 税)

[新設]

(8) 車両安定性制御装置等を装備した貨物自動車等に係る自動車重量税率の特例措置について、次の措置を講ずる。

①車両総重量が 8 t を超えるトラック（トレーラーを除く。②において同じ。）のうち、側方衝突警報装置及び歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置（前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置をいう。②において同じ。）を装備したものについて、令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を 50%軽減する。

②バス等又は車両総重量が 3.5 t を超えるトラックのうち、歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を装備したもの（①に該当するものを除く。）について、令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を 25%軽減する。

(地方税)

[新設]

〈軽自動車税種別割〉

特定小型原動機付自転車に係る税率を 2,000 円とし、道路交通法の一部を改正する法律附則第 1 条第 3 号に定める日の属する年度の翌年度（同法の施行日が 4 月 1 日の場合には、同年度）分以後の軽自動車税種別割について適用する。

〔拡充・延長等〕

〈自動車税環境性能割〉

- (1) 側方衝突警報装置を装備した自動車（新車に限る。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
 - ① 車両総重量が8 tを超えるトラック（トレーラーを除く。）で側方衝突警報装置（左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置をいう。②において同じ。）及び歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置（衝突に対する安全性の向上を図るための装置で、歩行者検知機能付きのものをいう。③において同じ。）を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車の取得が令和5年4月1日から令和6年4月30日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から350万円を控除する。
 - ② 車両総重量が8 tを超えるトラック（トレーラーを除く。）で側方衝突警報装置を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車の取得が令和5年4月1日から令和6年4月30日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から175万円を控除する。
 - ③ バス等及び車両総重量が3.5 tを超えるトラック（トレーラーを除く。）で歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車の取得が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から175万円を控除する。
- (2) 都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車税環境性能割の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- (3) 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

第三 検討事項

4 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、C A S E に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

以上